

新型コロナウイルス感染防止のための行動指針

【1月21日から当面の間】

長岡技術科学大学

【1】本学の基本方針

1. 大学は、学生と教職員の健康を最優先とし、それぞれが自律した感染防止行動に努める。
2. 教育は、感染防止に最大限配慮しながら、オンラインを用いた遠隔授業及び対面授業を併用して行う。
3. 研究は、学生と教職員が自身の健康と関係者への感染拡大防止に最大限配慮しながら行う。

【2】具体的行動指針

1. 危機対策本部の判断に基づいて、教育研究及び大学運営を行う。また、国から発出された新潟県に対するまん延防止等重点措置の適用期間においては、今まで以上の自覚を持った構成員の行動を強く要請する。
2. PCR検査で陽性となった者及び保健所から濃厚接触者とされた者は、保健所の指示に従って行動すること。上記以外の者で感染リスクの高い行動履歴のある者は10日間大学への登校・出勤を禁止するが、体調に問題がなく新潟県ワクチン検査パッケージの無料PCR検査を受けて陰性が判明した者については、10日間経過していなくても翌日から登校・出勤を可能とする。
3. 「新しい生活様式」を踏まえた行動指針は以下のとおりとする。
なお、本学で新型コロナウイルスの感染拡大が予想される場合は、直ちに本行動指針について見直しを行う。

下記文中に記載のある「健康チェック&行動履歴シート」は、下記よりダウンロードしてください。

[PDF版 \(PDF : 595KB\)](#) / [Excel版 \(Excel : 17KB\)](#)

学生

1. 感染リスクを下げるため、飛沫防止効果の高いマスク（不織布マスクなど）を着用すること。ウレタンマスクや布マスクは、効果が劣るので注意すること。
2. 感染防止対策として、以下の事項について実践を要請する。
 - ・学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避け、そのような場所への外出や移動は控えること。
 - ・新型コロナワクチン接種を受けた場合でも感染する、感染させる可能性はあるので、これまで以上に自覚を持って感染防止を徹底すること。
 - ・他者への感染拡大防止の観点から、大学構内及び外出先でのマスク着用を徹底すること。ワクチン接種を行っていてもマスクは外さないこと。特に研究室内は3密になり易く感染リスクも高まるので、マスク着用を徹底すること。食事をする際は、黙食を徹底すること。
 - ・「健康チェック&行動履歴シート」の内容について、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先、接触者等）を記録すること（感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める）。

3. 対面授業は、ソーシャルディスタンスを確保して実施する。講義は対面を基本とし、オンラインと併用したハイブリッド方式とする。演習、実験、実習等の授業は対面を基本とする。なお、対面型授業の受講に際しては、マスクの着用、登校前の自宅での体温測定を条件とし、37.5℃以上の発熱がある場合、体調不良又は感染リスクの高い行動履歴があった場合には、自主的に受講を見合わせる事。

4. 研究室での活動においてもマスクの着用、体温測定を条件とし、十分な換気を確保しつつ、最適な環境で研究が行えるよう設定温度を調整して空調設備を利用する。実験等で機器を使用する場合は、接触感染につながらないよう開始・休憩・終了時に手洗いや、手指の消毒、使用した機器の消毒を励行する。

また、研究室にPCR検査等で陽性者が出た場合は、陽性が判明した日から3日間研究室を閉鎖する。さらに、研究室の学生が上記陽性者との関係で濃厚接触者となった場合又は感染した恐れがある場合には、大学として研究室単位で直ちに10日間登校を禁止し、自宅待機等の措置を講ずることがある。

上記の陽性者又は濃厚接触者は保健所の指示に従うこととなるが、10日間登校禁止となった研究室の上記以外のもので体調不良でない場合は、新潟県ワクチン検査パッケージの無料PCR検査※を受けて陰性が判明した場合に限り、10日間経過していなくても翌日から登校を可能とする。なお、体調不良があった場合は、県コロナ受診・相談センターに相談するか若しくは医療機関を受診して医師の指示に従うこと。診断の結果、新型コロナ感染の疑いがなく保健所等から自宅療養や自宅待機等の指示がない場合は、体調が回復して3日経過するか、登校禁止の10日間経過するかどちらか遅い日までは、原則として登校を禁止する。

※新潟県ワクチン・検査パッケージ等のためのPCR検査所について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/pcrpackage.html>

5. 海外渡航については原則禁止（海外渡航が必要な場合は、指導教員と相談のうえ、「海外渡航に係る理由書」を危機対策本部事務局に提出し、学長の許可が必要）。国内については、不要不急の県外への移動は極力控えることを要請。なお、県外との往来など感染リスクの高い行動履歴があった場合には、上記4に準じて行動すること。

6. 就職活動についても、上記5に準じて行動すること。

7. 外出行動については、3密を避け、感染の危険性がある行動を行わないこと。また、普段顔を合わせない人（特に他都道府県在住者）との旅行や酒類を含む飲食を伴う会合・食事は極力控え、感染防止対策と体調管理を徹底すること。

8. サークル活動については平日のみとし、3密を避け、感染防止に特に留意して1回90分以内で活動すること。なお、各競技によって団体が定めたガイドラインにも留意し、事前に学生支援課に感染対策を盛り込んだ活動計画を提出し、許可を得てから活動すること。

また、①合宿、②学外でのサークル活動、③県内他大学等との交流を伴う活動は、当面の間、禁止とする。新潟県におけるまん延防止等重点措置が解除されるまでの間とし、活動再開については、改めて周知する。

9. アルバイトを行う場合は、感染防止策が十分にとられている環境等であることが確認できる場合にのみ行うよう要請。なお、3密の環境下にあるなど感染の危険性があるアルバイトは避けるよう強く要請。

10. 酒類を含む飲食を伴う会合は、当面の間、極力控えること。どうしても実施する場合は、直接対面しない遠隔による方法等で感染防止対策を徹底すること。友人等との複数人での宅飲み（研究室でのものを含む）は厳禁とする。

11. 体調不良の場合は、自宅で待機するなど行動を自粛する。感染が疑われるなど症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センター（保健所）に相談し、かつ医療機関を受診するとともに、大学に連絡すること。また、症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。
12. その他、国及び新潟県（又は移動先の都道府県）が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。（新潟県及び長岡市からの情報は、＜参考＞のリンク先を参照）

教員

1. 感染リスクを下げるため、飛沫防止効果の高いマスク（不織布マスクなど）を着用すること。ウレタンマスクや布マスクは、効果が劣るので注意すること。
2. 学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避け、そのような場所への外出や移動は控えること。また、感染拡大防止の観点から、ワクチン接種を行っている場合でも大学構内及び外出先でのマスク着用を徹底すること。また、「健康チェック&行動履歴シート」の内容について、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先、接触者等）を記録すること（感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める）。
3. 対面授業は、ソーシャルディスタンスを確保して実施する。講義は対面を基本とし、オンラインと併用したハイブリッド方式とする。演習、実験、実習等の授業は対面を基本とする。なお、対面型授業の実施に際しては、マスクの着用、体温測定を条件とし、十分な換気を確保する。また、37.5℃以上の発熱がある場合、体調不良又は感染リスクの高い行動履歴があった場合には、授業実施を見合わせる事。
4. 研究室での活動においてもマスクの着用、体温測定を条件とし、十分な換気を確保する。なお、実験等で使用する機器は、手で触れる箇所等を適切な方法で消毒等するとともに、接触感染につながらないように開始・休憩・終了時に手洗いや手指消毒を励行するよう指導する。また、学生の行動指針4を参照のうえ行動すること。
5. 海外渡航については原則禁止（海外渡航が必要な場合は、「海外渡航に係る理由書」を危機対策本部事務局に提出し、学長の許可が必要）。国内については、不要不急の県外への移動は用務の必要性を慎重に判断し、極力控えることを要請。なお、県外から移動してきた場合は、10日間は体調に注意して行動すること。
6. 会議等は、メールもしくはオンライン会議により実施することが原則。
7. 学外者との会議・打合せ等もできるだけメールもしくはオンライン会議により実施することを要請。やむを得ず学外からの来訪者（アポイントメントのある者）との対面での打合せ等を行う場合については、感染防止対策を徹底するとともに来訪者の氏名、連絡先等を記録・保存し、危機対策本部からの求めがあった場合には提出すること。
8. 学生を帯同して合宿を行うことは、原則禁止とする。やむを得ず実施する必要がある場合は、事前に危機対策本部に届け出ること。
9. 普段顔を合わせない人（特に他都道府県在住者）との旅行や酒類を含む飲食を伴う会合・食事は極力控え、感染防止対策と体調管理を徹底すること。
10. 酒類を含む飲食を伴う会合（特に会議費支出による情報交換会等）を実施するかどうかはその必要性を慎重に判断し、感染防止対策（人数を絞る/短時間で会う/距離を取る等）と体調管理を徹底すること。
11. 体調不良の場合は、自宅で待機するなど、行動を自粛するとともに、大学に連絡する。感染が疑われるなど症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相

談センター（保健所）に相談し、かつ医療機関を受診すること。また、症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。

12. その他、国及び新潟県（又は移動先の都道府県）が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。（新潟県及び長岡市からの情報は、＜参考＞のリンク先を参照）

職員

1. 感染リスクを下げるため、飛沫防止効果の高いマスク（不織布マスクなど）を着用すること。ウレタンマスクや布マスクは、効果が劣るので注意すること。
2. テレワーク等を利用した柔軟な勤務体制をとるなど、勤務場所における3密を避ける措置を講じたうえで業務を行うこと。学内外における感染リスクの高い「3密」行動を避け、そのような場所への外出や移動は控えること。また、感染拡大防止の観点から、ワクチン接種を行っている場合でも大学構内及び外出先でのマスク着用を徹底すること。また、「健康チェック&行動履歴シート」の内容について、日々の体温測定と体調確認を行い、日々の行動（訪問先、接触者等）を記録すること（感染確認又は濃厚接触者とされた場合等には、記録の提出を求める）。
3. 海外渡航については原則禁止（海外渡航が必要な場合は、「海外渡航に係る理由書」を危機対策本部事務局に提出し、学長の許可が必要）。国内については、不要不急の県外への移動は用務の必要性を慎重に判断し、極力控えることを要請。なお、県外から移動してきた場合は、10日間は体調に注意して行動すること。
4. 会議等は、メールもしくはオンライン会議により実施することが原則。
5. 学外者との会議・打合せ等もできるだけメールもしくはオンライン会議により実施することを要請。やむを得ず学外からの来訪者（アポイントメントのある者）との対面での打合せ等を行う場合については、感染防止対策を徹底するとともに来訪者の氏名、連絡先等を記録・保存し、危機対策本部からの求めがあった場合には提出すること。
6. 普段顔を合わせない人（特に他都道府県在住者）との旅行や酒類を含む飲食を伴う会合・食事は極力控え、感染防止対策と体調管理を徹底すること。
7. 酒類を含む飲食を伴う会合（特に会議費支出による情報交換会等）を実施するかどうかはその必要性を慎重に判断し、感染防止対策（人数を絞る/短時間で会う/距離を取る等）と体調管理を徹底すること。
8. 体調不良の場合は、自宅で待機するなど行動を自粛するとともに、大学に連絡する。感染が疑われるなど症状に不安がある場合は、かかりつけ医や新潟県新型コロナ受診・相談センター（保健所）に相談し、かつ医療機関を受診すること。また、症状が回復しても、回復後3日間は自宅で待機すること。
9. その他、国及び新潟県（又は移動先の都道府県）が発出する警報・注意報等の情報・要請に従った行動をすること。（新潟県及び長岡市からの情報は、＜参考＞のリンク先を参照）

施設利用

1. 図書館は、開館時間を通常通りとし、本学関係者及び図書館利用証を所持している学外者（図書館資料利用のために事前に来館予約している者）に限り利用可。
2. 体育施設については、3密をはじめ感染防止策を講じて次の場合において使用可とする。ただし、体育館の更衣室については、感染拡大防止措置を講じられないため、引き続き使用不可とする。

- ・学生サークルは、使用する施設に関係なく事前に活動計画書を提出し、許可を得た場合に使用可。
 - ・教員は、教育研究上特に使用する必要がある場合に使用可。
 - ・その他の学生等については、屋外体育施設は利用上の制限措置を講じて使用可。体育館・屋内トレーニングルーム・屋内プールについては、当面の間、利用不可。学外者の利用は不可。
3. 福利棟厚生施設（食堂（第1、第2及び喫茶）、売店等）は、感染防止対策を実施したうえで営業。

※本学関係者・・・本学学生・教職員、大学構内で業務を行う方、本学教職員とアポイントメントのある方、本学が指定している業者の方

《追加注意事項》

◎ 次の事項に該当する場合、感染に十分注意して行動すること。

1. 混雑している交通機関に乗り合わせた場合やスーパー、コンビニ、銀行など人が集まる場所に行った場合
2. 外食する場合
3. ホテル等に宿泊する場合

◎ 次の事項に該当する行動は極力控えること。

1. 人が密集する場所やイベント会場及びその前後の行動
2. ライブやコンサート、演劇への参加
3. 飲み会、カラオケなどの飛沫感染のリスクが高い場所での行動

《新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOA使用の推奨》

感染拡大防止の観点から、厚生労働省が開発した標記のアプリについて、下記のサイトからダウンロードを行い、適切な利用を推奨する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

<参考>

[新潟県 新型コロナウイルス感染症について](https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/#jokyo)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/#jokyo>

[長岡市 新型コロナウイルス感染症に関する情報](https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate96/index.html)

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate96/index.html>

[新潟県ワクチン・検査パッケージ等のためのPCR検査所について](https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/perpackage.html)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/perpackage.html>